

労働安全衛生法のもと測定を行うべき作業場と測定項目、測定結果等の「掲示」「周知」の規定の有無（例）

資料 2 - 5

令和2年11月

測定を行うべき作業場		測定項目	関係規則条文	関係規則での測定結果等の 掲示・周知の規定の有無 （「有」の場合は関係条文）	備 考
粉じん作業を行う 坑内作業場 （すい道等(注1)の内部ですい道等の建設作業を行うものに限る）		空気中の粉じんの濃度および粉じん中の遊離けい酸の含有率	粉じん障害防止規則 第6条の4	有 （同規則第6条の4）	粉じん障害防止規則改正（令和2・6・15、令和3・4・1施行）により加わった。
土石、岩石、鉱物、金属または炭素の粉じんを著しく発散する 屋内作業場		同上	粉じん障害防止規則 第26条	無	
坑内の作業場	炭酸ガスが停滞し、または停滞するおそれのある作業場	炭酸ガス濃度	労働安全衛生規則 第592条	無	
	28℃を超え、または超えるおそれのある作業場	気温	労働安全衛生規則 第612条	無	
	通気設備のある作業場	通気量	労働安全衛生規則 第603条	無	
放射線業務(注2)を行う作業場	放射線業務を行う管理区域(注3)	外部放射線による線量当量率(注4)	電離放射線障害防止規則 第54条	有 （同規則第54条）	
	放射性物質取扱作業室	空気中の放射性物質の濃度	電離放射線障害防止規則 第55条	無	電離放射線障害防止規則改正（平成25・7・1施行）により加わった。
	事故由来廃棄物等取扱施設				
	坑内における核原料物質の掘採の業務を行う作業場				
特定化学物質（第1類物質(注5)または第2類物質(注6)）を製造し、または取り扱う屋内作業場等		第1類物質または第2類物質の空気中の濃度	特定化学物質障害予防規則 第36条	有 （同規則第36条の3）	
特定有機溶剤混合物(注7)を製造し、または取り扱う屋内作業場		空気中の特別有機溶剤および有機溶剤の濃度	特定化学物質障害予防規則 第36条の5	有 （同規則第36条の5）	有機溶剤中毒予防規則第28条の3の規定の準用。
金属をアーク溶接(注8)する作業、アークを用いて金属を溶断し、又はガウジング(注9)する作業その他の溶接ヒューム(注10)を製造し、又は取り扱う作業を行う屋内作業場		空気中の溶接ヒュームの濃度	特定化学物質障害予防規則 第38条の21	無	特定化学物質障害予防規則改正（令和2・4・22）により加わった。 改正省令に基づく令和2年厚労省告示第286号で、要求防護係数に基づく呼吸用保護具の選択も規定。
石綿等を取り扱い、もしくは試験研究のため、または石綿分析用試料等を製造する屋内作業場		石綿の空気中における濃度	石綿障害予防規則 第36条	無	
一定の鉛業務(注11)を行う屋内作業場		空気中の鉛の濃度	鉛中毒予防規則 第52条	有 （同規則第52条の3、第52条の4）	

（注）

1. すい道等 ： すい道及びたて坑以外の坑（採石法の坑を除く）
2. 放射線業務： 労働安全衛生法施行令別表第二に掲げる業務（エックス線装置の使用又はエックス線の発生を伴う当該装置の検査の業務等。ただし一部を除く）
3. 管理区域 ： 外部放射線による実効線量と空気中の放射性物質による実効線量との合計が三月間につき1.3mSvを超えるおそれのある区域等。
4. 線量当量率： 放射線被ばくによる人体への影響を単位時間ごとに示したもの。「mSv/時」などの単位が用いられる。
5. 第1類物質： 労働安全衛生法施行令別表第三第一号に掲げる物（ジクロロベンジジン及びその塩等）
6. 第2類物質： 労働安全衛生法施行令別表第三第二号に掲げる物（アクリルアミド等）
7. 特定有機溶剤混合物： 特別有機溶剤（第2類物質の一部の物質）又は有機溶剤を含有する製剤その他の物（ただし一部を除く）
8. アーク溶接： 空気（気体）中の放電現象（アーク放電）を利用して、金属同士をつなぎ合わせる溶接。
9. ガウジング： アーク等を用いて溶接欠陥部を除去するために金属板に溝を付けたりすること。
10. 溶接ヒューム： 金属アーク溶接作業において加熱により発生する粒子状物質
11. 鉛業務 ： 鉛ライニングの業務等

（出典）公益社団法人日本作業環境測定協会ホームページ（一部加筆修正）